

健感発 0516 第 2 号  
平成 26 年 5 月 16 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 中東呼吸器症候群（MERS）に関する対応について（協力依頼）

平成24年9月以降、中東呼吸器症候群（MERS）につきましては、「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について（情報提供及び協力依頼）」（平成24年9月26日付健感発0926第1号）、「新種のコロナウイルスによる感染症の発生について（症例定義の変更）」（平成24年11月30日付健感発1130第1号）及び「新種のコロナウイルスによる感染症の国内検査体制及び日本における呼称について（情報提供）」（平成25年5月24日事務連絡）により、当該感染症に罹患した疑いのある患者を診察した場合の情報提供をお願いしているところです。

MERS については、依然として持続的なヒト-ヒト感染は見られないものの、本年4月以降、医療機関における院内感染対策の不徹底等により、医療従事者等への二次感染がアラビア半島諸国において多数発生しているほか、これに起因する輸入症例が世界各国で報告されています。このため、WHO（世界保健機関）は、全ての加盟国に対して、MERS 患者及びその接触者の探知体制や患者に関わる対応を強化すること、院内感染対策を徹底すること、国際社会と迅速な情報共有を行うこと等を改めて要請しました。

つきましては、下記事項について関係機関への周知等を含め、特段の御協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 患者に関する情報提供と症例定義の変更

(1) 貴管内医療機関に対して、MERS への感染が疑われる患者に関する情報提供依頼について再度周知するとともに、医療機関から情報提供があった場合には、引き続き、その内容について速やかに当課まで連絡すること。

(2) これまでに得られた科学的知見や疫学情報から、潜伏期間が2～14日程度であること、発生地域で院内感染した者の輸入例が米国等で確認されていること、感染源動物としてラクダが深く関与していること等が明らかになってきたことから、情報提供を求め

る患者の要件を次のとおり改正したので留意すること（下線部が変更点）。

（情報提供を求める患者の要件）

次のア又はイの要件に該当する患者：

ア． 38度以上の発熱及び咳を伴う急性呼吸器症状を呈し、臨床的又は放射線学的に実質性肺病変（例：肺炎又はARDS）が疑われる者であって、発症前14日以内に対象地域（※）に渡航又は居住していたもの

イ． 発熱を伴う急性呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、発症前14日以内に対象地域（※）において、医療機関を受診若しくは訪問したもの、MERSであることが確定した者との接触歴があるもの又はラクダとの濃厚接触歴（例：未殺菌乳の喫食）があるもの

ただし、ア又はイに該当する者であっても、他の感染症の患者であること又は他の病因が明らかかな者は除く。

※対象地域：アラビア半島又はその周辺諸国

（3）MERS コロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー及び情報提供の際に使用する参考様式を別添1及び別添2のとおり改正したので、適宜活用すること。

## 2 院内感染対策の徹底

貴管内医療機関に対して、1（2）の情報提供を求める要件に該当する患者の診療に当たっては、標準予防策及び飛沫感染予防策の徹底が図られるよう指導すること。

### 参考資料

別添1：MERS コロナウイルスによる感染症疑い患者が発生した場合の標準的対応フロー

別添2：情報提供の際に使用する参考様式

（参考ホームページ）

厚生労働省「その他の感染症（中東呼吸器症候群（MERS）について）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/>

国立感染症研究所「中東呼吸器症候群（MERS）」

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/diseases/ka/hcov-emc/2186-idsc/2686-novelcorona2012.html>